

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 245 回

早くも平成 23 年も終わろうとしています。皆様今年 1 年間はどうな年でしたでしょうか。3 月 11 日の東日本大震災以降、自然環境も、経済状況も本当に厳しくなりました。そんな中でなんとか来年がいい年にならんことを祈るばかりです。

しかし、今、世界は大きな変化の時を迎えています。

欧米諸国の財政危機、大手企業の経営破綻、そして円高と日本にとっても非常に厳しい悪影響の連続です。我々日本企業も、十分危機意識を持って、欧米諸国、中国等の企業と生き残りを賭けて本気で戦っていかなければならない状況に置かれています。

こんな中、来年の日本は増税、円高を迎え、さらには賃金の引き下げ（40 代男性社員で平均所得がここ 2~3 年間で、529 万円から 485 万円と、10%近く下落しました。）そして、さらには消費意欲の低減へと、ますます日本の前途を危うくする要素が続いています。

本当にしっかり**危機意識を持って対処する**、いざという時のための準備をすることをしておかないと、来年の今頃が大変恐ろしいことになると思われま

す。そしてまた、来年は中小企業の倒産が相次ぐ年です。

十分、売上先の信用状況の把握をしっかりし、早めの売掛金の回収を行う等、また、自身も十分な資金手当をしておく等の準備をしておかないと、大変なことになります。

厳しく見て（予測）そして、勇気を持って行動しましょう！！

来年も前田会計をよろしくお願ひします。

前田の《今人生を語る》第 150 回

めざめよ日本人[®]

民主党政権のいい加減さには、ほとんど愛想がつかず。

でもこれは、いつもいいますようにこの党を選んだ我々日本国民の責任でもあります。

来年はまず十中八九、解散総選挙があるでしょう。

どんな政治家を選ぶか、どんな党を選ぶか、反省してしっかり勉強し、民意を発信しましょう。

私がやらなければ誰がやる！！ですね。

平成 23 年の年末調整

佐藤 洋

平成 23 年も 12 月を迎え、年末調整の時期になりました。そこで今回はその年末調整の平成 23 年から変更されること、平成 24 年の源泉徴収について変更されることのお知らせしたいと思います。

今回の年末調整から実施されること（平成 23 年の変更点）

1. 扶養控除の見直し

(1) 年齢 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されました。

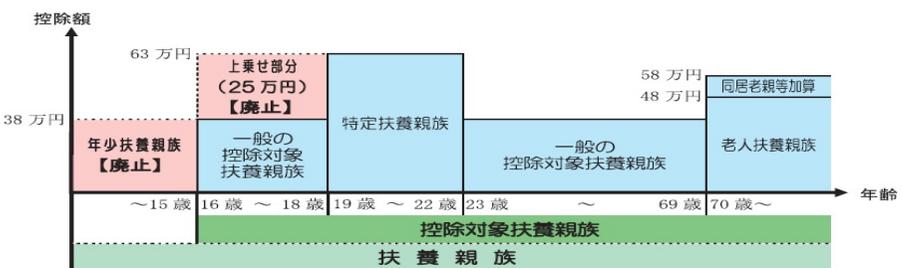
これに伴い、扶養控除の対象が年齢 16 歳以上の扶養親族とすることとされました。

(2) 年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は 38 万円とすることとされました。

これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更されました。

(3) 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数などに応じて税額を算出することとされました。

表 1 【年齢別の扶養控除の概要】



2. 同居特別障害者加算の特例措置

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に配偶者控除又は扶養控除の額に 35 万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を 1 人につき 75 万円とする制度に改められました。

(2) 給与・賞与に対する源泉徴収税額は年少扶養親族が障害者又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

3. 給与所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例について、所要の経過措置を講じた上で、平成 22 年 12 月 31 日をもって廃止されました。

平成 24 年から変わる事項

自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者が支給を受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。

マイカー通勤等が行われている会社の場合は今一度ご確認ください。（詳細は 23 年 8 月分のキャッチボールにあります。）